

＼ **健康経営**に取り組みたい！取り組んでいる！千葉市内事業所のみなさま／

千葉市

健康づくり推進事業所

認証制度のご案内



健康経営®
のメリット

生産性の向上

従業員の活力向上

企業価値の向上

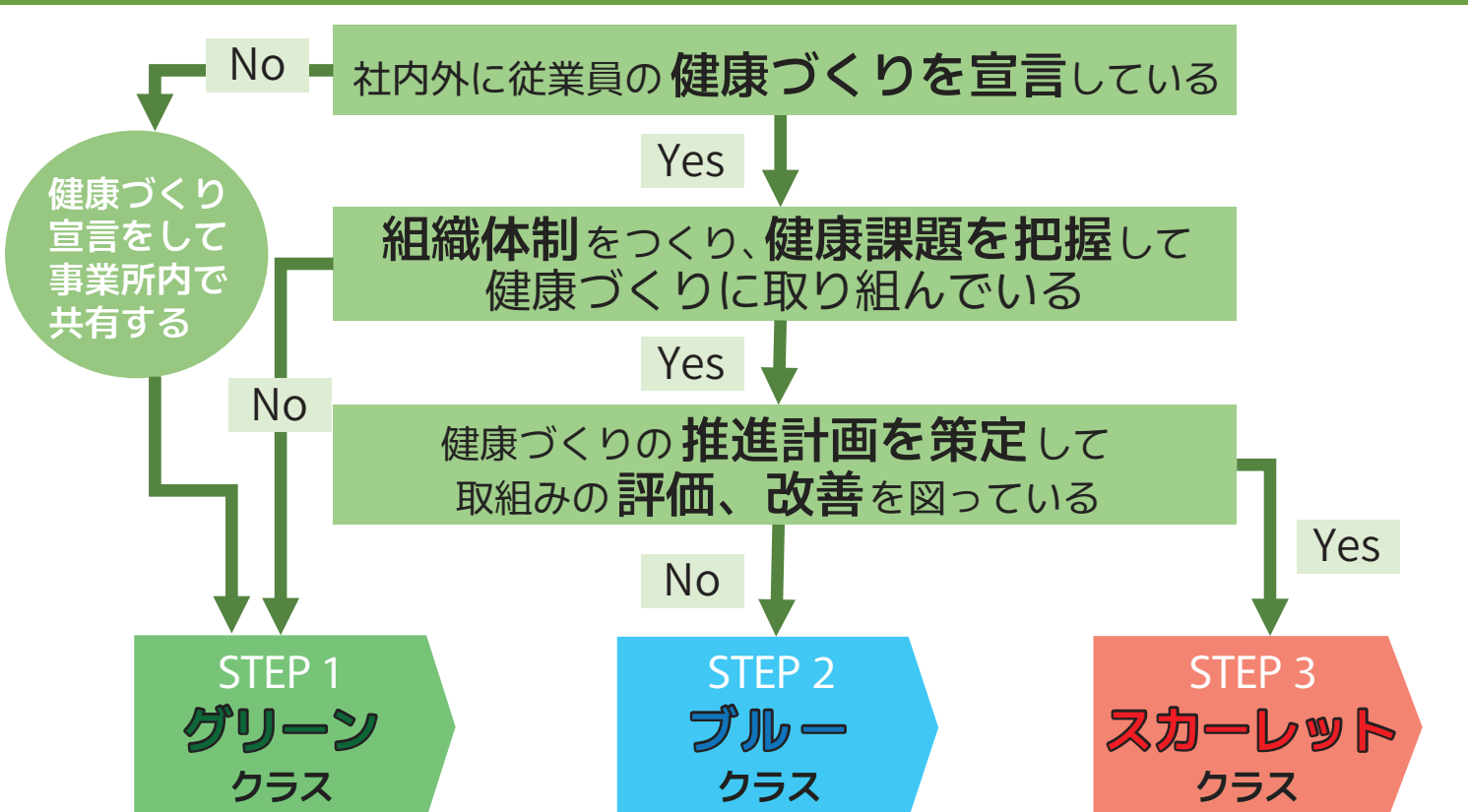
人材確保・離職率の低下

リスクマネジメント



※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

取組みをチェック！**認証**を受けて**健康経営**のメリットを活かそう！



従業員の健康づくりの取組状況に応じて、3つの区分で認証します。

千葉市健康づくり推進事業所認証制度は、事業所の健康づくりを応援する制度です

千葉市健康づくり推進事業所

◆ 対象・申請要件

代表者の他に従業員が1名以上いる市内事業所

(市内に本社(本店)、支社(支店)、営業所等を有する事業所(NPO法人、公益法人等を含む)

- 労働安全衛生法に基づく定期健康診断を行なっていること*
 - 労働安全衛生法に基づき労働者の労働時間の状況を把握していること*
 - 50人以上の事業所は、労働安全衛生法に基づきストレスチェックを実施していること
 - 法令・千葉市受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙防止対策を実施していること
 - 重大悪質な事案で労働基準法等の違反・処分を受けていないこと
 - * 労働安全衛生法が適用されない事業所は、同法に準じます。
- 市税等の未納がないこと
 - 暴力団と密接な関係にないこと

◆ 認証の流れ

1. 申請書を準備

ホームページから
ダウンロード
または電子申請

千葉市健康づくり推進事業所 検索

2. 申請書の記入と添付書類の準備

申請書(エクセル又は電子申請)に
必要事項を記載
(取組みを行っている場合は添付
書類を準備)

3. 提出

メール・郵送にて
提出、または
電子申請を利用

審査

4. 認証

申請の翌月中旬
までに認証証を
郵送

全国健康保険協会(協会けんぽ)千葉支部加入の事業所で、本申請に係る協会けんぽ千葉支部への情報提供に同意をした場合、本制度認証によって、協会けんぽ千葉支部の「健康な職場づくり宣言」に登録となり、双方の認証メリットが活用できます。

全国健康保険協会
協会けんぽ
千葉支部



◆ 申請・認証期間

申請方法

申請書(様式第1号)と、希望の認証区分に応じた必要書類を添付し、メール・郵送にて提出、または電子申請を利用

認証期間

グリーンクラス : 申請の翌月～当該年度末(3月末日)まで
ブルー・スカーレットクラス : 申請の翌月～翌年度末(3月末日)まで

申請期間

新規申請 : 随時受付 ※**グリーンクラス**の1月及び2月の申請は翌年度4月1日を認証開始日とします。
区分変更申請 : 随時受付
更新申請 : 認証期間が終了する年の1～3月(同年4月1日から認証開始)



◆ 認証メリットの一覧

企業価値の向上	事業所PR	認証マークの活用(HPや名刺に使用できます)。千葉市ホームページや市民宛ての封筒に事業所名を掲載します。
	表彰	スカーレットクラス 認証事業所が、同クラスで再度認証された際に市長から表彰します(初回のみ)。表彰式の様子を市のホームページに掲載します。
従業員の活力向上・取組みの推進	出前講座	歯科医師・保健師・管理栄養士・健康運動指導士等の専門職を派遣し、従業員向けの健康講座を無料で利用できます(年1回)。
	セミナー・情報交換会	健康経営や事業所の健康づくりに関する研修会やセミナー、情報交換会に無料で参加できます。
	取組み支援	保健師によるクラスアップのための相談支援、事業所の健康課題解決に向けた担当者の取組みへの支援を無料で利用できます。
インセンティブ	千葉市中小企業資金融資における「SDGs推進支援制度」	対象の中小企業資金融資メニューを利用する場合、「利子補給率を+0.5%上乗せ(上限は融資利率-0.2%)」及び「融資利率を-0.1%引き下げ」の優遇措置を適用(ブルー・スカーレットクラス 認証事業所が利用可)。
	地方創生SDGs支援保証制度「パワフルちば」	金融機関と保証協会が連携し、協調融資によりまとまった長期資金の調達を支援する保証制度で、中小企業者に対し保証料率を20%割引(グリーン・ブルー・スカーレットクラス 認証事業所が利用可)。



メリットは随時増やす予定です。詳細は市のホームページ等でご確認ください。

千葉市健康づくり推進事業所 検索

認証制度 概要



◆ 認証基準と主な取組み（詳細は申請書をご参照ください）

項目	No	取組内容	認証区分		
			グリーン	ブルー	スカーレット
宣言	1	従業員の健康づくりに関する宣言をし、事業所内で共有している。	●	●	●
	2	経営者(申請事業所の代表者)自身が、年に1回健康診断を受診している。		●	●
組織体制	3	健康づくり担当者を設置している。		●	●
	4	(加入保険組合の求めに応じ) 40歳以上の従業員の定期健康診断のデータを提供している。		●	●
従業員の健康課題の把握と必要な取組みの検討	5	定期健康診断の受診率を把握し、未受診者に対し受診勧奨をしている。 ※「スカーレットクラス」受診率95%以上		●	●
	6	従業員のメンタルヘルスの状況を把握している。		●	●
	7	事業所(本社を含む)における健康課題を把握している。		●	●
	8	上記健康課題を踏まえ、重点的に進めていく取組みを実施している。		●	●
	9	上記健康課題を解決するための取組みについて、具体的な推進計画を策定している。			●
従業員の健康に関する環境づくり	10	働きやすい職場づくりを推進している。			
	11	定期健康診断やその結果に基づく再検査や保健指導、がん検診等の受診環境の整備をしている。			
	12	従業員向けに事業所内に健康に関する機器を設置している。		6項目のうち2項目以上	6項目のうち4項目以上
	13	従業員向けに健康づくりに関する情報提供(運動・栄養・メンタルヘルス・休養など)をしている。			
	14	従業員向けに健康づくりに関する講演会等を開催または参加させている。(オンライン含む)			
従業員の心身の健康づくりに関する具体的取組み	15	健康やハラスメントに関する相談窓口を設置または外部機関の保健事業を活用している。			
	16	運動機会の増進に向けた取組みを実施している。			
	17	食生活の改善に向けた取組みを実施している。			
	18	歯・口腔に関する取組みを実施している。			
	19	禁煙に関する取組みを実施している。または喫煙者はいない。		8項目のうち4項目以上	8項目のうち6項目以上
	20	メンタルヘルス不調者に関する取組みを実施している。			
	21	長時間労働者に関する取組みを実施している。			
地域貢献	22	感染症予防に関する取組みを実施している。			
	23	女性特有の健康課題に関する取組みを実施している。			
評価・今後の取組	24	地域住民を対象とした健康づくりに関する普及啓発やイベントを実施している。			●
	25	健康課題への取組みを評価している。			●
	26	上記評価の結果を踏まえ、取組みを改善している。			●

よくある質問と回答

1	申請費用は必要か。	すべて 無料 です。
2	本社が千葉市ではないが、申請できるのか。	市外に本社がある場合や、市内に複数事業所がある場合でも、 市内にある事業所単位で申請ができます。
3	申請するメリットはあるのか。	様々な認証メリットが活用できます(リーフレット中面参照)。また、従業員の健康づくりに取り組む企業としてPRすることが可能です。
4	協会けんぽ千葉支部に加入しているが、相互乗り入れとは何か。	本制度に申請し、同意をした事業所は、本制度認証によって、協会けんぽ千葉支部の「健康な職場づくり宣言」に登録となり、双方の認証メリットが活用できます。(本制度はクラスに応じた認証期間があるため、更新の申請が必要となります。「健康な職場づくり宣言」は、更新不要です。)
5	健康保険組合で健康宣言をしているが、新たな宣言が必要か。	加入している保険者(協会けんぽや健康保険組合等)の事業で健康宣言を実施している場合、健康づくりに関する宣言と同等とみなします。申請の際にその写しを提出してください。
6	申請書の一つの項目に複数☑する欄があるが、全てに☑をつける必要があるのか。	申請書の各項目内に複数の選択肢(口)がある場合、 どれか一つ以上に該当(☑)があれば、その項目は取組該当 になります。
7	今の取組みが申請の内容に則しているのか分からない。	申請に向けての支援を行っています。ご不明点は下記までご連絡ください。
8	いつ行った取組みで☑すればよいのか。	申請より、おおむね1年以内の取組みで☑をして下さい。
9	申請書の書き方はあるか。添付書類は何を出せばよいのか。	記載例をご参照ください。 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 千葉市健康づくり推進事業所 検索 </div>
10	申請書を提出した後の流れが知りたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・認証されると、認証証と認証区分に応じたステッカーを交付します。 ・※認証区分に応じたマークは、自由にご使用いただけます。 ・市ホームページ等で事業所名・健康づくり宣言・所在地等の情報を公開します。 ・※公開情報に変更が生じた場合は、変更届(様式第6号)の提出をお願いします。
11	取組みを追加して実践したので、クラスアップをしたい。	認証期間中でも、随時クラスアップのための区分変更申請をすることができます。 クラスアップ後の認証期間は、申請した翌月1日から翌年度末(3月末日)までです。
12	更新申請の方法は何か。	取組みを継続し、段階的にクラスアップするなど一層の取組みの推進・発展となるよう、認証の更新は、新規申請と同様に申請書を記入し、添付書類の提出をお願いします。
13	経済産業省「健康経営優良法人認定制度」との関係性はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、健康づくりに取り組む事業所の裾野を広げ、その取組みの推進・発展を支援する事業です。 ・スカーレットクラス認証事業所は、更なるステップアップの一つとして、経済産業省が行う「健康経営優良法人認定制度(大規模法人部門・中小規模法人部門)」への申請をお勧めしています。
14	SDGsとの関係性はあるか。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="margin-right: 20px;">  <p>8 働きがいも経済成長も</p> </div> <div> <ul style="list-style-type: none"> ・健康経営や従業員の健康づくりの取組みは、持続可能な社会を創るための取組みの一環となります。 </div> </div>

本事業の推進・事業所の健康づくりの相談支援等は、千葉市健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進部会が連携・協働して行っています。

千葉市 働く人の健康づくり 検索

* 千葉市ホームページ：<https://www.city.chiba.jp/>

申込
問合せ

千葉市役所 健康推進課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 本庁舎高層棟5階

☎ 043-245-5794 FAX 043-245-5659

✉ kenko-jigyousyo@city.chiba.lg.jp (健康づくり推進事業所専用)



令和7年3月発行